

ヘイトスピーチ対策の検討を求める意見書

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が社会問題化している状況にあります。

言うまでもなく、人種や民族、国籍等の違いから生じる差別は決して許されるものではなく、こうした問題が生じていることは、極めて遺憾です。

ヘイトスピーチを巡っては、昨年8月国連人種差別撤廃委員会が日本政府に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行いました。また、最高裁判所は、昨年12月の決定で、ヘイトスピーチを行った団体の発言を人種差別撤廃条約にいう人種差別に該当すると認定するとともに、同団体の示威活動等の行為が表現の自由によって保護されるべき範囲を超えているとして、この行為の差し止めを命じた下級審判決に対する上告を棄却し、確定させたところです。

我が国は、国民の自由と権利を保障するとともに、基本的人権を尊重し、法の支配を尊ぶ民主主義国家であり、これまでも外国人に対する差別や偏見をなくす啓発活動に取り組んできたところですが、行き過ぎた行為により、これまで国際社会との関係を誠実に築き上げてきた我が国の品位と名誉が傷つくことが懸念されています。

よって、国においては、慎重に表現の自由に十分配慮しつつ、法整備も含めて、ヘイトスピーチ対策について、検討することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成27年3月11日

千代田区議会議長
嶋 崎 秀 彦

内閣総理大臣

安 倍 晋 三 殿

法務大臣

上 川 陽 子 殿